平成２６年玉村町議会第１回定例会会議録第１号

平成２６年３月４日（火曜日）

議事日程　第１号

平成２６年３月４日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　会議録署名議員の指名
日程第　３　会期の決定
日程第　４　閉会中における所管事務調査報告
日程第　５　請願の付託
日程第　６　陳情の付託
日程第　７　町長施政方針
日程第　８　議案第　１号　消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第　９　議案第　２号　玉村町職員定数条例の一部改正について
日程第１０　議案第　３号　玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
日程第１１　議案第　４号　玉村町敬老祝金給付条例の一部改正について
日程第１２　議案第　５号　玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第１３　議案第　６号　玉村町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正について
日程第１４　議案第　８号　玉村町立公園条例の一部改正について
日程第１５　議案第　７号　玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
日程第１６　議案第　９号　玉村町社会教育委員条例の一部改正について
日程第１７　議案第１０号　平成２５年度玉村町一般会計補正予算（第５号）
日程第１８　議案第１１号　平成２５年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１９　議案第１２号　平成２５年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第２０　議案第１３号　平成２５年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２１　議案第１４号　平成２５年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第２２　議案第１５号　平成２５年度玉村町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第２３　議案第１６号　平成２６年度玉村町一般会計予算
日程第２４　議案第１７号　平成２６年度玉村町国民健康保険特別会計予算
日程第２５　議案第１８号　平成２６年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

日程第２６　議案第１９号　平成２６年度玉村町介護保険特別会計予算
日程第２７　議案第２０号　平成２６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
日程第２８　議案第２１号　平成２６年度玉村町下水道事業特別会計予算
日程第２９　議案第２２号　平成２６年度玉村町水道事業会計予算
日程第３０　議案第２３号　公の施設（高崎市八幡原グラウンド）の区域外設置に関する協議について
日程第３１　議案第２４号　町道路線の廃止について
日程第３２　議案第２５号　町道路線の認定について
日程第３３　同意第　１号　玉村町公平委員会委員の選任について
日程第３４　玉議第　１号　玉村町議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６人）

１番	原　　秀夫君	２番	渡邉俊彦君
３番	石内國雄君	４番	笠原則孝君
５番	齊藤嘉和君	６番	備前島久仁子君
７番	筑井あけみ君	８番	島田榮一君
９番	町田宗宏君	１０番	三友美惠子君
１１番	髙橋茂樹君	１２番	浅見武志君
１３番	石川眞男君	１４番	宇津木治宣君
１５番	川端宏和君	１６番	柳沢浩一君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	月田昌秀君
健康福祉課長	小林　訓君	子ども育成課長	佐藤千尋君
住民課長	山口隆之君	生活環境安全課長	斉藤治正君
経済産業課長	筑井俊光君	都市建設課長	高橋雅之君
上下水道課長	原　　幸弘君	会計管理者兼会計課長	松浦好一君
学校教育課長	川端秀信君	生涯学習課長	井野成美君

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋則夫	局長補佐	石関清貴
主査	関根聡子		

○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君）　連日、記録的な寒波に見舞われ、大雪の報道がなされたことしの冬でしたが、ようやく寒さも徐々に和らぎ、春の到来が感じられるこのごろとなりました。大雪の被害を受けられた皆様には、改めて心よりお見舞いを申し上げるところであります。

平成２６年玉村町議会第１回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、年度末を控え、公私ともにご多用のところご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。今定例会は、平成２６年度玉村町の諸施策を展開する根拠となる当初予算を初め、重要な案件を審議する議会であります。会議開会後、町長より平成２６年度施政方針が示されます。これら諸施策を実現するために提出される諸議案は、平成２６年度当初予算や条例の制定、一部改正、また平成２５年度補正予算等でありますが、提出議案の内容につきましては町長から詳細な説明がなされます。

我々議会といたしましても大変厳しい社会情勢でありますが、住民の負託に応えるため、安全安心なまちづくり、住民福祉増進の考えのもと、各議案に対し十分なる審議を尽くされ、町行政に大いに反映されますようお願い申し上げるところであります。

会期長き今定例会でありますが、議員各位の慎重な審議により、適正、妥当な議決を得られますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

―――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――

○表彰状の伝達

◇議長（柳沢浩一君）　さて、初めに、開会の前に表彰状の伝達を行います。

全国町村議会議長会から議員特別表彰が浅見武志議員に授与されましたので、ここで伝達を行いたいと思います。

浅見議員、前へお進みください。

〔１２番　浅見武志君、演壇の前へ進む〕

表　　彰　　状

群馬県町村議会議長会

前副会長　浅　見　武　志　殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成２６年２月６日

全国町村議会議長会会長　蓬　　清　二

〔拍　　手〕

◇議長（柳沢浩一君）　それでは、ここで特別表彰を受賞されました浅見議員より挨拶をいただきたいと思います。

ご登壇、お願いします。

〔１２番　浅見武志君登壇〕

◇**１２番（浅見武志君）**　皆さん、おはようございます。先ほど全国議長会から町村議会議員特別表彰を受けました。本当に身に余る光栄であります。

これもひとえに、ここにおられます柳沢議長を初め同僚議員の皆さん、貫井町長、執行の皆さん、地域でいろいろな面で応援をいただきました皆様のおかげと、改めて感謝申し上げます。

今後もより一層町政の根幹である町民の安全、安心のために邁進いたしたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

◇**議長（柳沢浩一君）**　大変ありがとうございます。

この際でありますので、議会を代表してご挨拶を申し上げます。

浅見議員におかれましては、玉村町議会議員として長きにわたり議会の運営及び玉村町発展のためご尽力をいただきましたことに対し深く感謝を申し上げます。今後とも行政のチェック機関である議会のさらなる充実のため、公平公正な立場でより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お祝いの挨拶といたします。おめでとうございます。

◇

○開会・開議

午前９時６分開会・開議

◇**議長（柳沢浩一君）**　それでは、開会をいたします。

ただいまの出席議員は１６名であります。定足数に達しておりますので、これより平成２６年玉村町議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第１　諸般の報告

◇**議長（柳沢浩一君）**　日程第１、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第１９９条第９項の規定による定期監査報告が、また同法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。１２月から２月に実施した監査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第２　会議録署名議員の指名

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第１２７条の規定により、７番筑井あけみ議員、８番島田榮一議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第３　会期の決定

◇議長（柳沢浩一君）　次に、日程第３、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る２月２５日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

三友美惠子議会運営委員長。

〔議会運営委員長　三友美惠子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美惠子君）　おはようございます。議会運営委員長、三友美惠子でございます。それでは、委員会報告をいたします。

平成２６年玉村町議会第１回定例会が開催されるに当たり、去る２月２５日午前９時より役場４階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から３月１８日までの１５日間といたします。

今定例会には、請願、陳情それぞれ１件と、町長から提案される議案２６議案、議員提出議案１議案が予定されています。

概要につきましては、まず日程第１日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、請願１件と陳情１件の付託を行います。次に、町長から平成２６年度施政方針が示されます。次に、議案第１号の条例の制定及び議案第２号から議案第４号までの条例の一部改正関係３議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第５号及び議案第６号並びに議案第８号の条例の一部改正関係３議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第７号及び議案第９号の条例の一部改正関係２議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第１０号から議案第１５号までの平成２５年度補正予算関係６議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第１６号から議案第２２号までの平成２６年度予算関係７議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。次に、議案第２３号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第２４号及び議案第２５号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、同意第１号の人事案件について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、玉議第１号の議員提出議案について提案説明の後、質疑、討論、表決を行い、散会となります。本会議散会後、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程２日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程３日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程４日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程５日目、６日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程７日目は、予算特別委員会が開催され、総務常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程８日目も引き続き予算特別委員会が開催され、経済建設及び文教福祉常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程９日目は、午前９時開議、一般質問を行います。質問者は５名です。

日程１０日目は、中学校卒業式のため休会といたします。

日程１１日目は、午前９時開議、引き続き一般質問を行います。質問者は５名です。

日程１２日目から日程１４日目は、土曜日、日曜日、事務整理のため休会といたします。

日程１５日目は最終日とし、午後１時半から議会運営委員会が開催されます。その後、本会議を午後２時に開議し､予算特別委員会に付託された議案第１６号から議案第２２号までの７議案について、委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された請願と陳情について、それぞれ委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成２６年玉村町議会第１回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から３月１８日までの１５日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１５日間と決定いたしました。

◇

○日程第４　閉会中における所管事務調査報告

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第４、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長　石川眞男君登壇〕

◇**総務常任委員長（石川眞男君）**　おはようございます。総務常任委員会の事務調査報告をこれから行っていきたいと思います。

１月３０日の午前１１時から午後２時３０分にかけまして、茨城県の茨城町へ行ってきました。調査事項は、「茨城町」のまちづくりへの取り組みということです。出席委員は、総務常任委員会の委員全員、それから柳沢議長、それから随行者は大嶋議会事務局長及び石関局長補佐でした。対応していただいた茨城町の方は、小林宣夫町長、それから柴義則副町長、小貫和通議会議長、それから議会

事務局長の関一夫氏、それから説明者は主に総務企画部長の江端甚一氏、そしてまちづくり推進課長の眞家誠氏でした。

１月７日賀詞交換会の中で、玉村町は茨城県茨城町と友好交流都市協定を締結しました。これを受けて、１月３０日に総務常任委員会は、まずは茨城町がどんな町で、どのようなまちづくりをしているのかを、表敬訪問を兼ねて視察研修することといたしました。午前８時に玉村町役場を出発して、北関東自動車道を利用して２時間余りで茨城町に到着し、小林宣夫町長、それから小貫和通議会議長から歓迎の挨拶を受けた後に、主に眞家誠まちづくり推進課長から説明を受けました。

今茨城町第５次総合計画の後期基本計画のさなかなのですけれども、これは平成２０年から５年間を計画期間とする第５次総合計画前期基本計画に基づいて政策実現のための各種事業をしてきたわけですけれども、その後期計画ということで、その策定に当たっては前期基本計画の総括を行った上で町民アンケート調査、それから住民説明会、パブリックコメントの手続などにより広く町民から意見を計画的に反映できるように進めてきました。

計画では、町民が郷土に愛着を持ち、子供から高齢者まで全ての人々が安全安心に暮らせる地域社会を目指し、新たに未来を担う人づくりの教育推進、農業、地域産業の活力創造、保健福祉の充実、生活・自然環境の整備、防災力向上及び協働のまちづくりの６つの重点プロジェクト事業を掲げて、政策分野を横断した戦略的事業展開を図るとともに、施策の達成状況を図るための数値としてまちづくり指標を設定し、目標達成を目指すこととしております。一連の計画に基づいて、茨城町の地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、豊かな自然と都市的機能が調和する未来志向の新しい町としての躍進を目指すというものです。

９０区ある行政区を対象とした補助事業で、元気なまちづくりを行っていこうというものとして、ふるさと元気づくり推進事業があります。これは、１事業当たり上限２０万円、実施期間は３年間、そして２年度目、３年度目は１０万円を限度としております。詳しくはお手元の資料をご参考にしていただきたいと思います。

そして、茨城町の概要、これを説明いたしますと、ほぼ茨城県の中央に位置して、水と緑に囲まれた田園都市で、町民の心のよりどころとしての涸沼、これを持つ人口３万３，９９１人、これは平成２４年１月１日現在です。そして、面積が１２１．６４平方キロメートル、一般会計９７億８，０００万円、これは平成２３年度です。こういう規模の自治体であります。

そして、涸沼は汽水湖であり、汽水湖というのは海水が湖にまじっているのですね。そういった湖ですけれども。全国的に有名なトマトシジミの産地でもあります。そこには、希少な植物、昆虫、鳥類、魚類が多く生息する動植物の宝庫であり、平成２７年度のラムサール条約登録に向けて、現在取り組みを行っております。涸沼周辺には、自然を生かして整備された公園があり、アウトドアレジャーやキャンプ施設もあります。町面積の半分が農地で、基幹産業は農業、メロンは茨城県の銘柄産地に指定されており、ほかにもイチゴ、サツマイモ、トマト、ニンジンなどが産出されています。こだ

わり農産物づくりを促進し、６次産業化やブランド化に向けた取り組みを行っております。また、３つのインターチェンジが町内にあり、すぐれた交通体系を基軸に、近接する茨城空港や常陸那珂港の開港とあわせ、陸海空の利便性が強みとなっております。説明を受けた後、現地視察をして、町内４つの施設を丁寧な説明を受けながら現地視察をしてまいりました。その場所は、ポケットファームどきどき、茨城中央工業団地、やさしさのまち「桜の郷」、あと涸沼自然公園でした。

全体の考察として、玉村町にとり、長野県山ノ内町、昭和村に続く３例目の友好交流都市となった茨城町は、北関東自動車道を利用すれば２時間程度で行ける位置にあります。人口及び予算規模は同程度、しかし面積は５倍近い広さの自治体で、水戸市、大洗町、鉾田市に接する位置にあります。特に玉村町に住む者にとり、涸沼の広さには目をみはるものがあると思います。山ノ内町、昭和村とはまた全く違った特徴を持つ自治体との交流を始めるに当たり、それぞれの自治体同士補完し合える施策を見出し、互恵と互敬、お互い恵みを得たり、そしてまたお互いが敬意を持って接する、そういう互恵と互敬の関係をつくれるよう努力を始めることが求められると思います。そのためにも、多くの住民同士の交流と理解が不可欠ということを改めて認識して、委員会の調査報告といたします。よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長　備前島久仁子君登壇〕

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君）　おはようございます。経済建設常任委員会所管の事務調査が済みましたので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

日時は、１月の１６日、調査項目は東京ドームの「ふるさと祭り東京～日本のまつり・故郷の味～」、Ｂ級グルメと地域おこし、そして２つ目はぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」の活用状況と情報発信基地としての役割について調査をしてまいりました。

まず、１つ目の「ふるさと祭り東京～日本のまつり・故郷の味～」ですが、これは毎年１月に東京ドームで開催されている大規模な全国各地の物産展であります。１０日間の会期であり、今年度で６回目を迎え、３８万人の入場者を超えるビッグイベントであります。日本全国には、地域の豊かな資源や技術がたくさんあり、各地の小規模事業者が創意工夫を懲らして魅力ある特産品を生産しております。その中からえりすぐられた各地のお墨つきを一同に集めたのがふるさと祭り東京であります。地方では有名だけれども、全国規模で展開されていない、こだわりのうまいものやいいもの。それは、地域の活性化に努めてきた小規模事業者たちのエネルギーに満ちあふれております。それらをどう売り出して、地域の発展につなげているのか。また、古くから守ってきた祭りと伝統を次世代へどのように伝えていくのか。観光への誘客と文化継承について視察してまいりました。

まず、この会場でありますけれども、ニッポン全国物産展、おまつり広場、ご当地スイーツストリ

ート、全国ご当地どんぶり選手権などさまざまなブースがあって、会場は非常に熱気にあふれておりました。日本最大級の食のイベントと言われ、東京にいながらにして旅行気分を味わえるとあって、人気ブースは列に並ぶこともできないほどの盛況ぶりであります。また、日本最大美祭の一つにも数えられている埼玉県秩父市の秩父夜祭の華やかな笠鉾が会場のメーンステージに初登場しておりました。祭り会場を沸かせており、地酒、地ビールも豊富で、試飲にも多くの人が集まっておりました。飲んで食べて夜祭りを堪能できるとあって、指定席は満席。この臨場感を味わうと、では次には現地で祭りを見に行こうかという観光誘致へつながると感じました。

全国各地から集まった５０体のゆるキャラも大活躍しておりました。地元を売り出す宣伝効果は大きく、特産品のＰＲや観光誘致へ一役買っております。ご当地ゆるキャラリンピックで優勝すると一気に知名度がアップし、マスコミ登場もふえるために、宣伝効果ははかり知れません。

次に、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」ですが、これは普通のアンテナショップとはひと味違うコミュニケーションショップとして情報発信をしております。平成２０年の７月に開館し、６年目を迎えております。群馬県内のイベントや物産、観光情報を発信しております。銀座の歌舞伎座の目の前と立地もよく、歌舞伎座の改修以降は来場者も売り上げもふえております。歌舞伎座のお客さんをぐんまちゃん家にということで、ぐんまちゃんの効果も大きく、歌舞伎の出で立ちで日に２回登場することもあるということで、ぐんまちゃんの知名度がだんだん知れ渡っているようでありました。来場者は、２年連続ゆるキャラグランプリでぐんまちゃんが全国３位になってからは、他県からの入場者もふえているとのことです。平成２４年度の来場者は４０万人で、昨年１２月末には来場者２００万人突破記念を祝ったということです。

このお店ですが、１階は観光案内コーナーや物産販売コーナー、企画コーナー。観光案内コーナーでは、群馬の魅力を知ってもらうために旅行案内のほか、各種のチケットや宿泊の手配もしております。物産販売コーナーでは、農産加工品やお菓子、工芸品、酒類などの群馬県のえりすぐり品を販売しており、月平均は１，０００万円以上の売り上げがあるとのことです。２階は企業誘致コーナー、イベントコーナー、観光ＰＲコーナー。イベントコーナーでは、郷土芸能や観光キャラバンなどのさまざまなイベントを開催しております。群馬の魅力を発信しております。また、Ｕターン・Ｉターンコーナーでは、群馬への就職や移住もあっせんしております。キャリアコンサルタントが県内への就職相談を実施しているということで、こういうところが普通のアンテナショップとはまたひと味違ったところかなというふうにも感じます。

考察。ぐんまちゃん家は、銀座の交差点に位置し、群馬県をＰＲする場所としては最適なエリアであります。一時は全国の都道府県知名度最下位でありました群馬ですが、海外への誘客や観光事業に取り組んだ結果、現在は徐々に知名度が上がってきております。この情報発信センターもその役目を果たすために、物産品の販売のみならず、就職や移住のあっせん、イベント会場として場所を提供するなど、コミュニケーション施設として活用されております。

一方で、玉村町のＰＲはどれほど進んでいるのか。町の冊子やチラシはこの場所で全く見ることがなく、寂しい限りでありました。町だけの情報発信では限界があります。銀座の真ん中にある立地もよく、県外の人の目に触れるぐんまちゃん家をもっともっと活用すべきではないかと感じます。「たまたん」の人気が上昇してきておりますので、グッズを販売するなどの努力が欲しい。また、花火大会や産業祭などのイベントを積極的に宣伝するべきではないかと思います。ＰＲ力、発進力があれば、玉村町の知名度は上がると確信しました。

ここで販売している玉村町の品物は、お酒とお菓子の２品のみであり、観光事業推進には特産品は欠かせないため、開発も必要であると実感しました。また、群馬県のホームページが公表している県内の観光１００選の中にも玉村町の姿は一つもありません。観光という言葉を使うのであれば、今後町を売り込む真剣さが欲しいと思われます。グルメ大会やどんぶりグランプリなど、さまざまな食にまつわる町おこしに取り組んで、町のＰＲにつなげている町村は多いからです。玉村町から群馬の観光をと言っている以上、何を売り込むか、検討が必要だと思われます。玉村町のふるさとまつりも、昔のような華やかさが失われております。上新田、下新田の祭りと捉えている町民も多いわけで、町全体の祭りとするのであれば、ふるさとまつりの位置づけを今後検討するときに来ているのではないかと思われます。いずれにしても、観光事業に対して真剣に取り組んで、若者の定住促進につなげていってほしいと思います。

また、来年度からは、このぐんまちゃん家でのイベントを計画しているとのことでありますけれども、そうしたさまざまな試行錯誤を重ねて、玉村町のＰＲと情報発信をしていってほしいと思っております。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長　宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君）　おはようございます。文教福祉常任委員会の所管事務調査報告を行います。

日時、平成２６年１月２３日、本町において学校給食センターの概要について、２つ目に学校給食費の改定について、３点目に学校給食の試食及び現地視察について所管事務調査を行いました。参加者は、文教福祉常任委員、あわせて柳沢議長に参加をいただきました。随行者に、大嶋議会事務局長、石関局長補佐、説明員に学校教育課長、学校給食センター所長、それから栄養教諭の福永教諭に説明をいただきました。

調査結果についてお話をいたします。大変長文なので、要点のみお話ししますので、お配りをしてある文章を参考にごらんをいただきたいと思います。まず第１に、学校給食センターの組織図につい

て説明を受けました。教育長を筆頭に学校教育課長、給食センター所長、それぞれの係で、業務委託について東洋食品２６名の作業員で給食をつくっている組織図であります。

次に、２番目として、学校給食運営委員会の構成について説明を受けました。学校給食は、この運営委員会に諮ってさまざまな決定をしているわけであります。メンバーはごらんのとおりであります。

また、３番目に施設の概要について説明を受けました。当町の学校給食は、昭和２４年に単独方式で開始され、昭和５１年に現在の共同調理場に移行したわけであります。若干若年層がふえ、人口急増にあわせて、当時の調理場で供給能力に限界があり、施設の老朽化が進んだことから、安全、衛生、能力に対応するため、平成８年度に給食センターが建設され、平成９年４月から供給を開始しています。現在の給食センターは、従来のウエットシステムから近代的なドライシステムに設備を整え、小学校、中学校、幼稚園、福祉作業所などに供給をしています。平成２４年４月からは調理配送業務を株式会社東洋食品に委託をしております。

給食提供の状況については、表をごらんいただきたいと思います。また、給食数については、ごらんの表のとおり、３，８０６食を供給しています。

次に、２番目の調査項目である学校給食の改定について説明を受けました。町教育委員会は、学校給食についてのお願いの文書を配布する予定でありました。もう配布、これは１月ですから、配布は済んでいると思いますが。それによると、１２月の教育委員会に食材の値上がりが進み、今後さらなる食材の値上がりも予想される中、４月より消費税が８％になることが決定していることから、給食費の改定を協議してきた。教育委員会の事前了承をいただき、１２月２５日に開かれた学校給食運営委員会で改定もやむなしと了承され、昨日の教育委員会に正式議案として上程し、議決をいただいたものですと。学校給食の改定についてのお願いの文章は、ここに書かれているとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

また、学校給食費の改定については、ごらんの表ですが、幼稚園児年額３万９，９００円が４万１，４００円、小学生が年額３万９，６００円を４万２，６００円、中学生が４万６，２００円を４万９，５００円に改定しようとするものであります。参考資料として、群馬県の２４年度の給食費の年額、月額を参考資料として提出していただきました。

また、学校教育から参考資料として、学校給食法の抜粋を提示いただきました。その第１１条には、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育学校の設置者の負担とする。２、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という）は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第１６条に規定する保護者の負担とする。つまり食材費は保護者の負担だと、こういうことであります。

また、３番目に調理状況について金井所長から現場で説明を受けました。２つ目に、放射能測定の現地調査を行い、確実に行われていることを確認しました。３番目に、検食体制について説明を受けました。

考察として、学校給食は小学校等における教育の目的の実現を期するために実施されるもので、これは児童に望ましい食事に関する経験を重ねさせ、それによる食生活の科学的、合理的進歩向上を目指している。このように学校給食を通し、児童が日常の食生活に関し合理的な営みを学び取ることは、単に児童の幸福に資するのみでなく、我が国の国民の食生活の改善の観点からも極めて重要であると、学校給食法でうたわれています。現在学校給食センターは、ごらんのような先ほど説明したような運営の中で、平成１３年の５，１６４食から、現在は３，８０６食にまで減少しているところであります。

また、検食体制でありますが、まず調理ができ上がると、まずセンター所長が検食をする。配送を受けた学校長がまず最初に検食をする。異常がないことを確認の上で、生徒に供給をするという段取りになっているようです。また、食中毒及び食品事故等発生時の連絡体制についても説明を聞き、しっかりできているようでありました。

また、学校給食の給食費の改定を計画しているようですが、改定に当たっては学校給食の実施に必要な施設及び設備に擁する経費並びに給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とするとされている。食材費のみ保護者の負担となっている。この点について、また給食費の滞納があるから値上げとなるとの誤解を招かぬよう、保護者に十分な説明をする必要があると指摘をしておきます。また、給食費の収納率向上に制定された町債権管理条例に基づく適切な対応を要望いたします。また、食材の地産地消、アレルギー対応など、一層の努力を期待したいとお願いを申し上げて、以上で委員会の調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

次に、議会運委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長　三友美恵子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美恵子君）　議会運営委員会の報告を申し上げます。

日時は、平成２６年２月４日午前１０時から１１時半、玉村町役場４階全員協議会室で行いました。出席者は委員６名と柳沢議長、川端副議長、議会事務局長、大嶋局長と石関局長補佐です。講師といたしまして、群馬県町村議会議長会課長の伊藤良和氏を講師としてお招きし、講義をしていただきました。

調査項目につきましては、議会の活性化、議会改革についてでございます。説明内容は、まず初めに、議会とはということで、議会を再確認しようということで話をいただきました。議会とは、日本国憲法第９３条の規定によりますと、議事機関であるということです。議会は議決機関であるとよく言われますが、議会は議事機関、すなわち話し合う機関であるということです。よって、十分に話し合いを行い、決めていくことが大切で、議決は議会の権限の中の一つであるということです。

議会は二元代表制で行われているということです。議会は非常に大きな権限のある機関であるとい

うことを自覚する必要があるということです。地方自治法の第９６条第１項において、地方公共団体の意思決定にかかわるかなりの部分が議決できるということが規定されております。それ以外においても、地方自治法第９６条第２項により都市計画マスタープランや町の総合計画などにおいても、住民の意見を取り入れるために、条例に定めることにより議決事項とすることができると規定されております。例えば条例の議決に関しても、審議をどのように工夫するかということも議会の活性化につ

まず、快適な生活を支える総合的な土地利用の推進です。東毛広域幹線道路と高崎玉村スマートインターチェンジの交通の利便性を生かして本町の新たな玄関口としてまちづくりを進めるため、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺の土地利用計画案の作成等を行います。

次に、魅力ある市街地の形成です。本町の定住人口の増加と新たな産業立地・雇用促進を支える住宅市街地を形成すべく、現在、文化センター周辺地区を中心に質の高い定住環境が備わったまちづくりを進めています。新年度において、街区確定測量とともに土地区画整理事業の事業認可に向け申請図書の作成を行います。

また、地区計画や大規模指定既存集落の指定など、市街化調整区域の開発要件緩和方策について計画的な土地利用の検討を行うとともに、東部工業団地再拡張地区に対する土地利用構想の検討を行います。

町営住宅については、通常の修繕や補修など適正な維持管理を行うとともに、新たに町営住宅長寿命化計画に基づく詳細設計及び改修工事を計画的に行います。

次に、機能的な道路網の形成です。町の中心市街地を南北に抜ける斉田上之手線や、その他地域における道路改良事業については、引き続き事業の推進を図ってまいります。また、東毛広域幹線道路については、本町から高崎駅までの間が４車線供用され、９月には暫定２車線により全線開通が予定されております。そのため、そのアクセス道路整備として、町道２２０号線や２０７７号線の整備を進めてまいります。

公共交通の整備では、引き続き、前橋市と共同により乗合バス路線を運行するとともに、町内を巡回する乗合タクシー、これは「たまりん」でございます。「たまりん」を運行することにより、町民、特に交通弱者の日常の足となる公共交通を確保いたします。

水の適正利用と上水道の整備では、川井、飯倉及び五料地区の老朽管更新など管網整備を進めるとともに、水道事業の使命である安全で安定した水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業では下新田地区、特環公共下水道事業では樋越、斎田、板井、八幡原、角渕、川井、下之宮、箱石及び南玉地区の管渠築造工事とともに、拡大区域である五料及び南玉地区の実施設計を行います。また、雨水対策事業では、東毛広域幹線道路への管渠新設整備を実施いたします。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のために重要な施策であり、町では、平成２６年度末の普及率７２％を目標に積極的に整備を進めてまいります。

最後に協働・行財政分野として「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

地域主権が進む中、将来を見据えた強い行財政基盤の確立が求められております。また、住民と行政が新たなパートナーシップを構築しながら、住民の力、地域の力を発揮できる協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、住民、地域、ＮＰＯ、団体、大学、企業、行政などが連携しやすい環境を整え、地域の

課題解決に向けて様々な協働の取り組みが生まれる地域力の高いまちを目指します。さらに、効率的な行政経営を進め、自律したまちの継続と財政基盤が堅固なまちを実現いたします。

まず、住民自治のまちづくりの推進ですが、地域における協働推進を図る取り組みとして、住民活動サポートセンター、これは「ぱる」でございます。「ぱる」を中心に町民の自主的な公益的活動を促進するため、ＮＰＯやボランティアなど、協働のパートナーである住民活動団体への支援や活動機会の提供を行うなど、引き続き活動しやすい環境づくりを進めます。

また、まちづくりへの思いやきっかけを共有していただくため、町職員も対象とした人づくりのためのシンポジウム「自治まちづくり広場」を開催し、協働によるまちづくりを推進いたします。

コミュニティーの育成では、コミュニティーの健全な発展を図ることを目的に、自治会、町内会等の住民組織が、コミュニティー活動に必要とする設備を対象に助成を行うとともに、その拠点となる地区公民館等の施設整備事業に対し、その工事費の一部を助成してまいります。

また、町内には、心をこめて草花を育て、庭づくりを楽しんでいる方が多くおります。その手入れの行き届いた自宅等のお庭を、期間を決めて公開し、花好きな皆さんに楽しんでいただく「オープンガーデン事業」を進めます。花や緑を通じて人と人が触れ合い、そのコミュニティーの輪を広げ、観光資源ともなるよう、憩いのある美しいまちづくりを進めます。

次に、地域間連携・交流の推進です。本町では、平成１９年に長野県山ノ内町、平成２４年に昭和村、ことしの賀詞交換会において茨城県茨城町と「友好交流都市協定」を締結いたしました。そして昭和村とは、災害時において職員派遣を含めた相互応援を、茨城町とは、災害時に相互応援することを決めました。今後も文化、教育、経済など幅広い分野で連携して交流事業を進め、それぞれの自治体との友好関係をさらに発展させてまいります。

また、平成２３年に「連携協力に関する包括協定」を締結した県立女子大学とも、これまでさまざまな分野で多くの成果を上げてまいりましたが、引き続き、まちづくり全般にわたって積極的に連携協力を行ってまいります。

次に、町の魅力を全国に情報発信するとともに、町の発展に貢献していただくことを目的に設置した「玉村ふるさと大使」についても、引き続きご活躍いただくとともに、昨年、大使のアイデアや人脈を生かして実現した画家、エッセイスト、ワイナリー経営などで著名な「玉村豊男」氏との交流事業を推進し、メディア等への取り上げや、同氏の情報発信により、町のさらなる知名度アップを図っていきます。

国際交流の推進では、在住外国人に対しての支援活動として、役場窓口における通訳業務を開始いたします。また、心通い合う多文化共生社会の実現に向け、国際交流協会を支援するとともに、外国の生活や文化に触れることにより、国際感覚豊かな広い視野を持った青少年の育成を図ります。

次に、行政改革の推進です。社会経済情勢に対応した効率的かつ効果的な行政運営を行うため、「玉村町経営改革実施計画」に基づき、自律に向けた行政改革に取り組みます。また、地方公務員として

の資質の向上を図るとともに、能力開発や意欲の向上を図るため、効果的な職員研修に取り組みます。

財政健全化に向けた取り組みでは、収納率の向上やふるさと納税の奨励、企業誘致による新たな税財源の確保を図るとともに、公共施設で使用する電力については特定規模電気事業者、これは新電力でございます。からの供給を受けるなど、経常経費のさらなる抑制により健全で持続可能な財政運営に努めます。

また、町の情報発信能力を高めるため、障がい者や高齢者にも配慮し、誰もが利用しやすいものとなるよう町ホームページを再構築します。これにより、スマートフォンサイトなど、利用者の使用環境にかかわらず情報が得られるようにするとともに、職員による編集管理を容易なものとし、よりタイムリーな情報をスピーディーに提供してまいります。

最後になりますが、群馬県が東毛広域幹線道路の藤岡大胡線から「たまむら道の駅（仮称）」まで約１．６キロメートルの間の両側に、河津桜の植樹を新年度から行うことになりました。大きく咲き誇るまでには数年を要すると思われますが、町民の皆様が誇れる町の代表的な桜並木となるよう管理をしていきたいと考えております。

次に、平成２６年度予算案について所信を述べさせていただきます。

平成２６年度予算編成は、「第５次総合計画」や「都市計画マスタープラン」を着実に推進し、町の魅力や知名度をさらに高めるとともに、積極的な施策が持続的な町の発展につながるよう、一言で言うと「リスカーレ」、これはイタリア語でございます。未来へ挑戦する積極型の予算編成を行いました。その結果、一般会計の総額は、過去最大となる１１１億3，８００万円となり、前年度当初と比較して１２．４％の増加となっております。

歳入面では、前年度と比較して、根幹となる町税収入については０．６％減の４４億7，６１２万４，０００円、国県支出金については２２．２％増の１９億6，１２９万４，０００円、地方債については６９．９％増の１３億１，９１０万円を見込みました。また、財政調整基金の取り崩しは５７．４％増の８億５，０００万円とし、財源確保を図りました。

一方、歳出面では職員退職のピークを過ぎて人件費が減少したものの、臨時福祉給付金や子育て世帯に対する臨時特例給付金により扶助費が８，９４８万１，０００円増加し、さらに保育所運営委託料の増加や消費税率引き上げなどの影響により物件費が７，８５７万１，０００円増加したことから、義務的経費全体では２．４％、１億９３５万４，０００円の増加となっております。また、投資的経費については、たまむら道の駅（仮称）や第４保育所建設事業を主な要因として１２２．１％、１０億４４９万５，０００円の増加となっております。

なお、特別会計の予算総額は、７２億９６５万９，０００円、企業会計である水道事業会計予算は、９億１，８６８万円となり、全会計における予算総額は、前年度当初と比較して１０％増加の１９２億６，６３３万9，０００円となっております。

詳しい内容につきましては、各会計別予算案の中で説明をさせていただきます。

以上、平成２６年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

私は、町長として１０年間、議会の皆様とともに町政のかじ取りを担ってまいりました。１１年目となる平成２６年度は、東毛広域幹線道路や高崎玉村スマートインターチェンジの開通により、玉村町の未来に大きな変化をもたらす大変重要な年となります。そのため、平成２６年度を未来へはばたく玉村町の道筋を確かなものとするため、先ほど申しました「リスカーレ」未来への挑戦の年と位置付け、町民の皆様とともに第５次総合計画の将来像「県央の未来を紡ぐ玉村町」にふさわしい魅力あふれる町を全力で築いていく決意であります。

町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご支援、ご協力をお願いするとともに、本定例会にご提案申し上げております平成２６年度予算案を初め、各種案件につきましても、十分ご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇**議長（柳沢浩一君）**　以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、施政方針に対する質問の通告をされた議員は、質問の要旨をあす午前９時までに議長に提出してください。

――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――

◇**議長（柳沢浩一君）**　それでは、休憩いたします。１１時１５分に再開いたします。

午前１１時６分休憩

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

午前１１時１５分再開

◇**議長（柳沢浩一君）**　それでは、再開いたします。

――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――

○日程第８　議案第１号　消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第８、議案第１号　消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　議案第１号　消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

平成２６年４月１日から消費税及び地方消費税の税率の合計が５％から８％に改定されることに伴い、町の条例で定める課税対象となる使用料や手数料、議員及び三役並びに職員の宿泊料に係る増税分の金額を引き上げるものでございます。

なお、この条例は、消費税率の改定に伴う金額の変更及び消費税に関する文言の整理のみを改正する条例を７条例集め、一括の条例となっております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

５番齊藤嘉和議員。

〔５番　齊藤嘉和君発言〕

◇５番（齊藤嘉和君）　１点、ちょっとお聞きをするのですけれども、７項目といいますか、使用料から水道、下水道までの全部の項目についての値上げということなのですけれども、私が個人的かと思うのですけれども、どうして水道、そして下水道以外のものについては消費税込みでありながら、水道、下水道だけは消費税別途というふうな金額の示し方にしたのだか。そこら辺をまず１点、お聞きいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　総務課長。

〔総務課長　高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君）　この７議案、７つの項目で消費税分の値上げということであります。

議員ご指摘のとおり、全部を統一して税込みか税別かというふうな議論もありました。その中で一般会計分につきましてはかなり細かい、特にクリーンセンター等は何円何十銭まであるという中で、この５％を８％にした場合、かなりこういう細かい部分が出てきますので、一般会計につきましては税込みの改正ということで統一をさせていただきました。水道事業と下水道事業につきましては、企業会計の関係でその辺を全部一括で統一するということがちょっと不足しておりましたけれども、水道と下水道の統一といいますか、それは今回させていただきました。下水道のほうを税別のものにしまして、水道事業も税別のものにしまして１．８と。今後上昇が見込まれる１．１０に対応できるような条例改正ということでやらせていただきました。

いずれにしましても、ちょっとその辺の町全体の税込みか税別かの統一が、その辺がちょっと全部図れなかったということは、町のほうもちょっとその辺は危惧はしているところなのですが、そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

◇議長（柳沢浩一君）　５番齊藤嘉和議員。

〔５番　齊藤嘉和君発言〕

◇５番(齊藤嘉和君)　当然法令審査委員会でも議論されたというふうに聞いているのですけれども、町の中でそれは一般会計、そして企業会計等、会計は別々かもしれませんけれども、町内のいろんな使用料、利用料、負担金について、そうやって私に言わせれば一本化というか、整合性がとれていないのではないかな、そんなふうに思うのですけれども。今回は、国では別に税込みで買う表示をしろということが法的には解除されたわけですから、それは税別でいいのでしょうけれども、やはり基本

姿勢としては整合性を持った体系が私は必要ではないかな。それで、まだこれは決まったわけではありませんけれども、また遠からず１０％への値上がりがある。その場合については、水道と下水道については、これは改定の必要がなくなるのかな。その他の部分については、また２％アップされた場合にはアップされたときのまた賃金の改定がある。そういうことと思うのですけれども、副町長に、法令審査委員会の委員長ですか、そういう立場でちょっとその辺の見識を伺いたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君）　副町長。

〔副町長　重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君）　この問題につきましては、水道、下水道料につきましては毎月ですか、２カ月に１回になるかと思いますけれども、毎月請求書が出て納めていただくという問題の性格の金額です。それにつきましてはとりあえず税別で表記して、消費税をそこに明示するという形でやらせていただきたいというのがまず一つ。ほかの使用料につきましては定期的にということではなくて、使ったときに納めてもらうものですから、全体に合わせて表示したほうがわかりいいのではないかという部分もありまして、そのような形にさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めことにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第９　議案第２号　玉村町職員定数条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君）　次に、日程第９、議案第２号　玉村町職員定数条例の一部改正について議題

とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　議案第２号　玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、職員の退職、新規採用に伴い職員定数を変更するものでございます。現時点での退職予定者は、再任用職員を除き、県派遣職員を含めますと１０名になります。また、平成２６年度の新規採用職員は、一般事務、保育士及び県派遣職員で６名を予定しております。全体では４名の減となる見込みであります。また、任命権者別の定数の変更につきましては、町長の事務部局の職員を４名そのまま減ずるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

３番石内國雄議員。

〔３番　石内國雄君発言〕

◇３番（石内國雄君）　職員の定数の減ということなのですが、いろんな仕事が詰まっている中で、職員を減しないでいろんな形で仕事を充実させるという方法もあるかと思うのですが、単純に退職者云々の形で職員を減したということのいきさつをちょっと教えていただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君）　総務課長。

〔総務課長　高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君）　ちょっと最後の語尾のほうが聞き取れなかったので、もう一度質問のほうをお願いしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君）　３番石内國雄議員。

〔３番　石内國雄君発言〕

◇３番（石内國雄君）　ちょっと言いかえますと、定数を現状のままにして職員を配置するような、新規採用するような考えとか、そういう形で検討はできなかったのかということです。仕事の量はどんどんふえていますので、単純に職員を減らすということではなくて、検討すべきではなかったかと。ついては減らすという形になった、その経過をお願いしますと。

◇議長（柳沢浩一君）　総務課長。

〔総務課長　高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君）　大変失礼しました。

国のほうが、集中改革プランでやはり国、地方の職員の定数のほうも減するようにという話の中で、町としましても１０年間で職員を減らすという計画を立ててきました。平成２６年度で最終の削減計

画が終了するというふうに考えておりまして、その計画に沿いまして今現在職員の定数の減を計画的に行っているところでありまして､それも含めて今回の４名の減ということにさせていただきました。

なお、中の職務状況につきましては、かなりいろいろ職務の内容が複雑、それから多岐にわたりまして、大変な職員のほうの状況も見えてきておりますので、その辺の計画につきましては１０年の削減計画の結果を見ながら、しっかりとこれから検証して、職員のほうの採用対策のほうを立てていきたいというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君）　ほかに質疑ありませんか。

９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇９番（町田宗宏君）　４名の一般職員を減ずるということについては、予定どおりの減員ではないかと思うのですが、この一般職員と関連をして嘱託職員、臨時職員、これの平成２６年度と２５年度を比較した増減はどうなっていますか。

◇議長（柳沢浩一君）　総務課長。

〔総務課長　高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君）　今回のこの条例の提出につきましては、正規の職員の条例の減を、定数の減を提案させていただいておりますので、ちょっと臨時職員につきましての人数の増減につきましては今回ちょっと手元に持っていないものですから、その辺は今回の条例案とはちょっと別という形になりますので、もし必要でしたら皆さんのほうに後日、後で提示させていただくというふうにしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君）　９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇９番（町田宗宏君）　ぜひよろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１０　議案第３号　玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第１０、議案第３号　玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　議案第３号　玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について説明いたします。

平成２５年４月１日に障害者総合支援法が施行され、平成２６年４月１日には２段階施行という形で幾つかの法律が改正されます。今回の条例改正は、この２段階施行の一つであります。障害程度区分を障害支援区分とする題名及び字句の改正でございます。また、この改正に伴い、玉村町報酬及び費用弁償支給条例につきましても字句の改正をいたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１１　議案第４号　玉村町敬老祝金給付条例の一部改正について

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第１１、議案第４号　玉村町敬老祝金給付条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　議案第４号　玉村町敬老祝金給付条例の一部改正についてご説明申し上げます。

改正の内容といたしましては、平成２６年度から満８０歳となる方に給付しておりました祝金１万円を廃止すること及び満１００歳となった方に給付しております祝金３０万円を１０万円に減額するものでございます。敬老祝金につきましては、今後ますます進む高齢社会において、個人への給付ではなく、安心して生き生きと長生きができる支援が大切であり、ふれあいの居場所づくりや筋力向上トレーニング事業などの施策を積極的に進め、健康寿命をできるだけ延ばすことで、高齢になってもその人らしく生き生きと住みなれた地域で末永く暮らし続けていただくための体制整備を進めてまいりたいと考えております。

さらに、高齢化の進行に伴い、介護保険サービスの給付費もふえ続けており、町の負担も増加しております。国においては、平成３７年、こ２０２５年でございます。２０２５年に団塊の世代が７５歳以上となり、介護の需要がさらに増すことが見込まれていることから、持続可能な介護保険制度とするため、社会保障審議会においてさまざまな議論がなされております。このような状況から、町といたしましても超高齢社会を見据え、近隣市等との状況も踏まえ、提案をさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

１４番宇津木治宣議員。

〔１４番　宇津木治宣君発言〕

◇**１４番（宇津木治宣君）**　何点かお尋ねをいたします。

以前は１００万円が３０万円になり、３０万円がいよいよ１０万円になると。最初の１００万円のときは何年に１人というような状況で、昨今は広報などを見ても１００歳に到達される方が非常に多

くなってきたと、そういう現状があろうかと思うのですけれども、そこでお尋ねをいたします。８０歳の者に１万円を贈っていましたが、今まで何人程度の方に贈ってこられたのか、実績はどうなっているのか。

それから、１００歳の今年度の到達者、何人に支給をされた結果になったのか。

それから、続いて来年度に１００歳を、これはなってみなければわからないわけですけれども、何人ぐらいいる状況と把握をしているのか、その辺の状況について、まず１点、お尋ねをいたします。

次に、この削減した予算を高齢者福祉とか健康寿命のために回すということですけれども、具体的にはどんな事業を計画されているのか、この２点についてお尋ねいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　小林健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　１点目のご質問でございますが、平成２６年度、８０歳到達者は１９３人を予定しております。また、９０歳が８３人でございます。また、１００歳になられる方は９人予定しております。また、現在１００歳以上でいられる方が９人おります。

そういった中で、今回８０歳の１万円を廃止させていただくわけでございますが、あと３０万円が１０万円という中で、財源が約３７３万円ほど予定よりは減額となるわけなのですが、先ほどの第２点の質問とも関連しますが、今一番町で取り組んでおりますのが高齢者の居場所づくりということで、これが一番のメーンで今取り組んでいるところでございます。先日も勉強会というのを開いたわけですが、１２月１４日の講演会以来、実際にやってみたいという方がかなりいまして、かなりいい方向にいっているのかなという感じはいたします。そういった居場所づくりの当初の資金というか、手当で利用させていただきたいというのが考え方でございます。また、その辺は今後予算にも出てきておりますので、その辺のご理解もいただきたいと思います。

ちなみに、高崎市なり伊勢崎市のを比較しましても、今回の改正いたした後でも当町のほうが若干いいというふうなことではおりますので、楽しみにしている高齢者もいると思いますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　１４番宇津木治宣議員。

〔１４番　宇津木治宣君発言〕

◇１４番（宇津木治宣君）　人数については以下のとおりで、削減額については３８０万円相当と、見込みということですね。この予算を使って高齢者福祉の事業を充実させたいと、こういうことですから、３８０万円を削って、それを、３８０万円をほかに移すぐらいでは、やっぱり何となく納得がいかないというか、その３倍も４倍もの費用をつけてその事業を推進するというふうなことでよろしいのでしょうか。後日またその辺については検証していきたいと思いますが。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇**健康福祉課長（小林　訓君）**　一つの例としまして居場所づくりということでございますが、ほかにも高齢者向けの今までもかなりいろいろな事業を行っています。それらはどんどんふえてきているというのが現状でございます。そういった事業を充実させながら、また筋トレのほうも筋トレだけではなく、高齢者の筋力トレーニング事業ではなくて、それにあわせてまたほかの部分でも何かできればなということで現在考えております。よろしくお願いします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　１４番宇津木治宣議員。

〔１４番　宇津木治宣君発言〕

◇**１４番（宇津木治宣君）**　考えようによっては貴重な財源を使うということですから、積極的に事業を推進するということでもって、やっぱり年寄りを大事にするという姿勢を示していただきたいと思います。

以上で結構です。

◇**議長（柳沢浩一君）**　ほかにありますか。

９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇**９番（町田宗宏君）**　議員の中で最高齢者で、３年後には８０歳になるのですね。８０歳のお祝金１万円をなくすと、非常に残念に思いますけれども、実際８０歳というのはまだ若い感じがするのですね。私もそう思っていますからいいのですけれども、１００歳の３０万円を一気に３分の１の１０万円に減らすと。これはなぜ一気にこんなに減らすのですか。

◇**議長（柳沢浩一君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇**健康福祉課長（小林　訓君）**　昔というか、ずっと以前１００万円ということが３０万円になったわけでございまして、いつまたこの３０万円が減額するかというのは前々からはお話が出ていたわけなのですが、いずれはこういったものも減額しなければならないという中で機会というものがあるわけですが、そういった中でやはり近隣の市町村の状況を見た中で、玉村町もそれに、玉村町は独自で、別にしなければいいのではないかというようなご意見もございますが、先ほど申し上げましたように、今後ますます高齢者の事業、ほかの部分でも財源が必要になってくるというふうな中で、３０万円を１０万円にというふうなことでこの時期にさせていただいたというのが、近隣の状況等も勘案した中でさせていただきました。よろしくお願いします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇**９番（町田宗宏君）**　当町と同じような規模の例えば大泉町とか、そこはどれぐらいやっているのですか。

◇**議長（柳沢浩一君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　大泉町でございますが、１００歳、２０万円となっております。

◇議長（柳沢浩一君）　９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇９番（町田宗宏君）　前橋市、高崎市、伊勢崎市はどれぐらいですか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　前橋市が１００歳以上で５万円です。高崎市が今回３月のやはり定例会で改正になるようでございます。高崎市が１００歳、７万円。伊勢崎市が１００歳で１０万円ということでなっております。ちなみに、多いところといいますと、群馬県内ではやはり太田市とか大泉町が２０万円ということでございまして、ほかの県外で見ますとまだ多いところもあるのは承知しておるのですが、そんなような状況でございます。

〔「よくわかりました」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　３回までということで。

では、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１２　議案第５号　玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○日程第１３　議案第６号　玉村町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正について

○日程第１４　議案第８号　玉村町立公園条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君）　次に、日程第１２、議案第５号　玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第１３、議案第６号　玉村町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正について並びに日程第１４、議案第８号　玉村町立公園条例の一部改正についての３議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号及び議案第６号並びに議案第８号を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　議案第５号　玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率が見直されたことに伴い、玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、社会体育館の使用料については、消費税及び地方消費税の改定分を引き上げるものが主なものでございます。改定後の金額につきましては、現行の金額に税率の引き上げ分を上乗せすることを基本といたしまして、現行の単価を１０５で除して税抜きの金額を出し、その金額に１０８を乗じて改定後の金額としております。また、トレーニング室の使用料については、現行の金額が近隣市町村の金額と比較いたしますと低目に設定されておりますので、今回の改正にあわせて同程度の金額に改定させていただくものでございます。

次に、改定後の料金の適用時期についてですが、平成２６年４月１日から施行し、４月１日以降の使用について新料金を適用するものでございます。なお、経過措置として、使用前に施設の予約を行い、料金を納付し、使用の許可を得ているものについては、改定前の旧料金で使用していただくこととなります。

議案第６号　玉村町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正により消費税率が見直されたことに伴い、玉村町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、海洋センターの利用料金について、消費税及び地方消費税の改定分を引き上げるものが主なものでございます。改定後の金額につきましては、現行の金額に税率の引き上げ分を上乗せすることを基本といたします。やり方は先ほど申したとおりと同じでございます。

なお、プリペイドカードの販売金額につきましては、現行の金額を据え置きしております。また、

現在６５歳以上の方の利用料金については、町内町外の在住に関係なく無料となっておりますが、今回の改正にあわせて町内在住の６５歳以上の者と改定をさせていただきます。

次に、改定後の料金の適用時期についてですが、平成２６年４月１日から施行し、４月１日以降の使用について新料金を適用するものです。

なお、経過措置として、使用前に料金を納付し、使用の許可を得ているものについては、改定前の旧料金で使用していただきます。

議案第８号　玉村町立公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案の改正点は３点であります。まず、１点目として、行政財産使用料条例が昨年１２月に制定され、新年度より電柱の占用料、１本年６００円の占用料を年１，５００円に、自動販売機の設置料については屋内は月額１，０００円に、屋外は月額５００円とし、行政財産使用料条例の料金と同額にするための改正であります。

２点としては、本年４月より消費税法及び地方消費税法が改正されるため、現行の５％から８％に改正するものであります。

３点目としては、本年度総合運動公園内のテニスコートの改修を行い、オムニコートとなりましたので、近隣市町村と同程度の使用料となるよう改定を行うものであります。

なお、改定後の料金の適用につきましては、平成２６年４月１日から施行し、４月１日以降の使用について新料金を適用するものですが、経過措置として１カ月前から予約ができ、予約時に使用料を納めていただきますので､既に予約された方につきましては改定前の旧料金で使用していただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で３議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第１２、議案第５号　玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

６番備前島久仁子議員。

〔６番　備前島久仁子君発言〕

◇６番（備前島久仁子君）　アリーナのトレーニング室の料金が倍になったわけですけれども、近隣市町村の料金はどのようになっていますか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　今回トレーニング室の料金を消費税とは別に改定させていただいてございます。玉村町以外の近隣の市町村のちなみにトレーニング室の利用料金でございますが、大泉町が１時間１００円、みなかみ町が午前５００円、午後５００円ですか、夜間５００円と３段階で５００円ずつです。邑楽町が１時間１００円、伊勢崎市が１回２１０円、前橋市が１回３００円、高崎市が３時間で４００円、藤岡市が１回２００円となっております。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君）　６番備前島久仁子議員。

〔６番　備前島久仁子君発言〕

◇６番（備前島久仁子君）　この年間利用券というのは、ほかのところも年間利用券というのがあると思うのですけれども、この価格はどのようになっていますか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　済みません。年間利用券でございますが、ほかのところは藤岡市が５，０００円でございます。ほかは年間利用券はちょっとないというか、発行していないというふうな状況でございます。現在社会体育館は、年間利用されて年間パスを持っている方は約３０名おります。そういった方はほとんど毎日とは言いませんが、利用回数はかなり利用していただいております。そういった方にもご理解はいただけるようにはこちらも説明のほうをしたり、またトレーニング機器も充実させたりしながらやってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　６番備前島久仁子議員。

〔６番　備前島久仁子君発言〕

◇６番（備前島久仁子君）　たまに１回使用するというのであれば、２００円とかそういう値段でいいと思うのですけれども、これ年間の利用券を購入して利用される方、今３０名ほどいるということで、先ほどの説明ではこの値上げに関して近隣の市町村並みに上げるということでありましたけれども、藤岡市が５，０００円程度だということを聞きますと、玉村町の年間の利用券が相当高いのではないかというふうに思われるわけです。そして、玉村町はひとり１スポーツを推進してまいりましたけれども、それはスポーツを通じて体を健康にして、そして行く行くはその介護保険給付費を受けないようにするということのために町では１スポーツを推進してきたと思うのですけれども、この年間の利用券の２万円というのは相当高い金額ではないかと思いますが、どのように思われますか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　単純にいきますと年１００回ですか、１００回使えば２万円という計算にはなります。現在利用されている方は皆さん１００回以上使っている方でございますので、その辺でご理解をいただきたいというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君）　ほかに質疑ありませんか。

１０番三友美恵子議員。

〔１０番　三友美恵子君発言〕

◇１０番（三友美恵子君）　このトレーニングルームなのですが、稼働率といいますか、どのくらいの人数、１日に使われているかということと、１度に何人が使えるかということを教えていただけま

すか。

◇**議長（柳沢浩一君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇**健康福祉課長（小林　訓君）**　現在トレーニングルームにおきましては月平均約１，９３５人、約２，０００人近く、１カ月使われております。月２，０００人程度使っておるのですが、１度に何名かという話ですね。一番使っているときで２０人ぐらいから入っている。二、三十人が入っているのかなと思います。

◇**議長（柳沢浩一君）**　１０番三友美恵子議員。

〔１０番　三友美恵子君発言〕

◇**１０番（三友美恵子君）**　やっぱりみんなでスポーツするということが大事で、このアリーナももっと使う人が多くなればいいかなと私は思っています。器具の充実ということですが、器具の充実もしていただきたいし、ほかのところで規模というか、金額を高いところもありますけれども、やっぱり設備が充実しているところは高いと思うのです。設備の充実と、あとこの間見に行ったとき、やっぱり更衣室とかシャワー室とかというのが余りにお粗末なような感じがしましたので、全体的な整備をしながら、もっと多くの人たちが使ってもらえるような施設にしていっていただければ、料金が２００円というのは妥当かなと思いますので、そこら辺の充実を考えていただければと思いますが、どうでしょうか。

◇**議長（柳沢浩一君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇**健康福祉課長（小林　訓君）**　そういった面も随時今後整えていければというふうに考えております。よろしくお願いします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第６号　玉村町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

１３番石川眞男議員。

〔１３番　石川眞男君発言〕

◇１３番（石川眞男君）　ちょっとお尋ねしたい。ここで採暖室とあるわけですね、暖をとるところ。そこには人が集まって、伊勢崎市から来た人とか、町内の人なんかいて、伊勢崎市の人が、本当にここは安くて、本当に利用しやすいのですよという話が来るのです。それで、また次の場合、今度はまち内の人だけになっていくと、その中でいいのですよねと言いながら、伊勢崎市の人が多くて無料というのはおかしいよねと、そういう声も聞こえてくる。そういった形の中で、いろんな声の中でこういった判断になったと思うのですけれども、そうすると例えば近隣の同様な施設、新町にありましたか。もしあれば、そういったところは、何しろ伊勢崎市ではこういった対応がなされているのか。つまり市外の人に対しては有料になっているかどうか。その辺も勘案して判断されたのか。

それから、そうすると６５歳以上の人というのは、町外の人は１回３１０円ということでいいのですか。それをまたちょっとお尋ねしたい。

それから、あと増収、増収というのですか、売り上げが大体どのぐらいふえるような計算をしているか。ないしは、このことによって、逆に利用する人が減るということもある程度見越しているのかと思うのですけれども、私はそういった人と話をする中で、こういった要するにこの町の施設であるけれども、周辺の人も喜んで健康のために使ってもらうのだから、それはそれでいいのではないかという寛容の姿勢が必要ではないのかなということで、そういう伊勢崎市の人に対しては有料にすべきだという人に対しては対応していたのだけれども、やはり指定管理になってから６年ぐらいたつのですかね。こういう形になってきたのですけれども、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　海洋センターにつきましては日本水泳振興会ですか、こちら指定管理ということで管理運営を委託しておるわけでございます。そういった中でプール利用の町民の６５歳以上の方、一例を申し上げますと、うちのプールが改修していたときに伊勢崎市のプールへ行ったと。そうしたら、金を取られたと。玉村町は伊勢崎市の人を無料で入れているというようなご意見をちょっといただいたことも事実でございます。そういった中で、玉村町の方が伊勢崎市へ行った場合は６５歳以上でも料金を取られておるとは思います。

そういった中で、確かに当時Ｂ＆Ｇ財団から多額な援助をいただいてつくったプールでございまして、昨年度もリニューアルで改修をさせていただきました。そういう中で、利用はかなり多くなっております。６５歳以上で伊勢崎市から利用されている方が全体の約３割、３０％利用しております。そういった方が今回値上げしてどれだけ減るかというのはちょっと想像はつきませんが、そんなにはやはり玉村町のプールは大分気に入っていただいておるので、３１０円払っても来るよというふうなお話もありますので、多少は減るとは思うのですが、何％になるかまではちょっと想定はしておりません。

そういった中で、先ほど３００円は３１０円ということでご理解いただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君）　１３番石川眞男議員。

〔１３番　石川眞男君発言〕

◇１３番（石川眞男君）　町の真ん中ではなくて、やっぱり県境とか境界の近くにあるというところにある施設というのは、やはり距離で行けば使いやすいからいろんな人が来るという、まさにこのプールはその典型だと思うのです。それで、町内在住の６５歳以上の者というこの結論を得る過程で、町内の会社に勤務するとか、６５歳だからもう仕事はしていないかという判断もあったのかもしれないけれども、町内で会社を営むとか、そういった文言を入れるという検討はなされましたか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　それらの町内の勤める方への検討はいたしませんでした。

◇議長（柳沢浩一君）　ほかに質疑ありませんか。

１４番宇津木治宣議員。

〔１４番　宇津木治宣君発言〕

◇１４番（宇津木治宣君）　その件に関して、当初この議案を見たときからちょっと気になったのです。いわゆる鎖国政策というのかな、町の人にだけ使うのだと。町外から来ると損をするという発想が出てきやすい話なのですけれども、この論調でいくと、伊勢崎市から玉村町に来るのは金を取ると。玉村町からほかに行くときも金を取られると。どちらかというと、我々は町内より外へ出ていくという習慣のほうが、いろんな施設を使うのに強い場合があると思うのです。これをどんどん突き詰めると、玉村町の人はどこへ行ってもいろいろとこう何ですか。そういうことではあるので、もし伊勢崎市のプールが玉村町の６５歳以上も有料なのであれば、これを決める前に、伊勢崎市にうちもただなのだから、何とかなりませんかという交渉の一つぐらいはされる必要があったのではないかと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　その辺につきましては検討して、伊勢崎市には声をかけなかったの

が現状でございます。

◇議長（柳沢浩一君）　１４番宇津木治宣議員。

〔１４番　宇津木治宣君発言〕

◇１４番（宇津木治宣君）　このことは、玉村町がどういうスタイルで今後いくかというところの一つの基本姿勢につながってくると思うのです。交流するかなめになる町だと言いながら、いろいろなそういう細かいところで一つ一つ外していくという考え方というのは、仮に角渕のグラウンドゴルフ場なんかもそういう傾向があって、あれ町外がどんどん来て困るのだよなという話もあります。それもする。あれもする、これもするということになって、私たち玉村町は大きな周辺都市に囲まれている中なので、どちらかと言えば周辺のものを自由に使わせてもらうという発想を我々が持ち続けないで、逆に小さい我々が鎖国政策をどんどんとって、排外的な考え方に陥っていくというのは、町の根幹にかかわる一つの危険性を持っているのではないかと思います。

町長にお伺いします。この件に関してはそういう方向で進むにしても、その観点を持ち続ける必要はあるのではないかというふうに指摘をしたいと思うのですが、その辺についてどうお考えなのか。

◇議長（柳沢浩一君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　この町は周辺を市で囲まれておりますので、いろんな面で市の協力を得ないとうまく進んでいかないというのは確かでございます。特に学校なども玉村町には高校が１つあるだけでございますけれども、ほとんどが伊勢崎市、前橋市、高崎市に通っているというのが現状ですし、そういう意味からして、町の施設はなるべく周りの人に対しても平等に、町内と平等にというのが今までの基本姿勢だったわけでございます。

ですから、私もグラウンドゴルフについては、再三町外はお金を取れという話が来たのですけれども、これは取らないということで拒否をしてきました。今回のＢ＆Ｇも、今まで伊勢崎市に行くと有料だったのですけれども、できるだけ玉村町は伊勢崎市との友好関係もあるし、いろんな面で協力をして、お世話になっているということもありますので、今まで押さえてきたというのが現状でございます。ただ、指定管理になったということもありますし、今回の改定についても先般大改装いたしまして、約６，０００万円の費用をかけて大改装いたしました。そういう中で指定管理ということとあわせて、伊勢崎市の人もかなり来てくれているのですけれども、その辺で今回は伊勢崎市に行って取られて、何でここの近くにあってただでいいのだというような声もあったというのは私も聞いております。だからといって取ったわけではないのですけれども、ちょうど改装し、指定管理になったということで、今回あたりでそろそろお互いに対等になっていいのかなというのがこのＢ＆Ｇの関係でございます。ただ、グラウンドゴルフ等その他の施設については、今のところそういうほかへ行って取られているのだから、うちも取ろうという考えは今のところございません。

◇議長（柳沢浩一君）　１４番宇津木治宣議員。

〔１４番　宇津木治宣君発言〕

◇１４番（宇津木治宣君）　そうすると、収入増、要するに収入増を目的としているのかが一つ。それから、今の施設がもういっぱいなので、町外の人をただで入れる余裕が人数的になくなってしまったので、やむを得ずそういう方向に進むのか。この２つについてどういう考えでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　議員さんのおっしゃるとおり、今の施設が、施設というか、一番の問題は駐車場問題なのです。これがもうすごく飽和状態。いつ行っても整理係員、Ｂ＆Ｇの職員をつけないと整理がつかないような状態で、あの駐車場周辺が、保育園があったり、児童館があったり、いろいろある中で、非常にそういった部分で確かに大変だというのを前々から聞いておりました。そういった中で、今回そういったことで町内町外という形で、その部分もあるので、勘案した中で、確かに検討したという部分もございます。

◇議長（柳沢浩一君）　ほかに質疑ありませんか。

９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇９番（町田宗宏君）　今回のいろんな条例改正を見ていると、何か高齢者に非常に厳しいと、全体的にね。例えば社会体育館のトレーニングルームだって、割合とお年寄りの方が使う人が多いのではないかと思うのです。それが２倍になっていますね。それから、祝金は８０歳はゼロと。１００歳になっても３分の１に減額してしまうと。本件の問題も、これは町外の人ですけれども、一気に今までゼロだったのを、一般の若い人と同じ金額にしてしまうと。非常に老人に厳しく、しかも非常に極端な金額の変更をしているわけです。そこら辺のところを基本的に老人に対してどういう考え方でやっているのか。一気にこのように極端に使用料等をふやす。あるいは祝金を減らすと。このことについて、町長はいかに考えていますか。

◇議長（柳沢浩一君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　ただで、無料でサービスするというのが一番の基本的な考えですけれども、例えば体育館なんて行ってみるとわかるのですけれども、玉村町の体育館が安いということで来ている人ですか、本当に体を鍛えて、自分の健康のために来ている人というのは、少しぐらいの値段はそんなに言わないのですけれども、安いということでちょっと風体のよからぬというのか、周りの人がちょっとそばへ寄りづらいような集団で来ている。これは値段が安いので、町外から来ているという話は聞いております。こういう人たちが、もっとまじめに体育館をうまく利用していただければいいのですけれども、その辺がちょっと担当者とすれば怖いと、まずいというのがありますので、この料金を上げることによって、もっとまともな、本当に健康志向の純粋な使い方をしていただけるという

ことも一つあったということでございます。

大分高齢化社会に入りまして、これから予算の中で説明がありますのですけれども、もうほかのことで介護だとか、その辺の医療だとか、その辺で増加率というのは年間で大体１５％から２０％ぐらいの増加をしております。ですから、決して高齢者に冷たくしているわけではないのですけれども、ただどんどん、どんどん比重が高齢者のほうにいっております。これは予算の中でも十分これからわかると思いますけれども、説明があると思いますけれども、いっております。ですから、だから高齢者はいいのだよということではないのですけれども、その中で全体のバランスの中で少し負担をしていただけるという部分については、全員が来ているわけではございませんので、介護施策なんていうのはこれから全部の高齢者があそこに入ってくるわけでございますけれども、運動したり、体育館を使ったりという人に対しては、それを健康であって、なおかつ運動が好きである、スポーツが好きであるという人が来ていただけるので、非常にありがたいのですけれども、そういう人たちに少しなのですけれども、ちょっと負担がかかってきたということは確かでございます。そういう負担をしていただいて、全体の高齢者に対する介護費用だとかその辺について、もっと町としては、これはもう比重が重くなるのはしようがないのですけれども、比重が重くなっているという中で、ですから高齢者を決して軽く見ているわけではないのですけれども、世の中がそういうふうになってしまったということでございます。ですから、例えばここを減らしても、こっちのほうでその何倍という費用がかかっているわけでございますので、その辺をこれから説明して、理解をしていただけるかなと。いただくということが大事かなと思っております。

◇議長（柳沢浩一君）　９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇９番（町田宗宏君）　私はいつも長寿会の人たちとも話しているのですけれども、やっぱりこの町をつくってくれたのは今の長寿の皆さんが相当努力して住みよい町になってきたと、こう思うのです。その人たちの負担を多くすると。あるいは、お祝金を急激に減らすと、こういうのはどうかと思うのです。だから、そういう長寿の皆さんに敬意を払いつつ、感謝をしつつ、しかし町の財政上からこれぐらいちょっと我慢してもらいたいというのだったらわかると思うのです。そうすると、その減額の仕方というのも余り極端にしないほうがいいのだと思うのです。そこら辺のところを長寿の皆さんにはぜひよく説明をする必要があると思いますね。

もう一つ、この角渕のグラウンドゴルフ場、私もたまに行くのですけれども、町外から来られている方はたくさんおられます。バスに乗ってこられる方もいるのです。そこは依然として無料にしておくと。そうすると、このＢ＆Ｇは町外はお金もらうということで、バランスがとれないのではないかと思うのですけれども、それについてはどうお考えですか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇**健康福祉課長（小林　訓君）**　角渕のグラウンドゴルフ場につきましては、あの一帯、県から指定管理ということで町が一帯を管理運営を受けている中で、そういったこともございまして、あそこはもともと県有のものであったというようなものもございまして、現状は町内町外問わず無料で利用ということになっております。

◇**議長（柳沢浩一君）**　９番町田宗宏議員。

〔９番　町田宗宏君発言〕

◇**９番（町田宗宏君）**　県のものなのだろうと玉村町でやっているわけです。年間５００万円プラスアルファ若干管理費として町民のお金を使っていますね。それとのバランスを私は言っているのですよ。Ｂ＆Ｇは、実際お金を今度もらうことにしたと。だけれども、角渕のはもらわないと。公平ではないのではないかという気がするのですけれども。

◇**議長（柳沢浩一君）**　副町長。

〔副町長　重田正典君発言〕

◇**副町長（重田正典君）**　昔私はスポーツ振興課にいまして、その当時からもそういう問題はありました。たしかグラウンドゴルフ場につきましては非常にいいグラウンドゴルフ場なので、町外の人も来るということですけれども、占用権というのは、町の人があそこを団体の人が管理していまして、いつ幾日は町の試合をやるから入れませんとかいう形で、自分たちである程度の運営内容を決めています。それと、また議会で言われたのは、１人１００円でも取ったほうがいいのではないかという話なのですけれども、あそこにその１００円を集める管理人を置くとなると、管理人のほうの経費のほうがかかってしまうということで、それを見合わせたという経緯もございます。また、海洋センターにつきましては、以前市町村合併が盛んなときに合併後の対応として、各市が自分の市と市外の住民の利用料金を変えるということが非常に行われた時期がありました。それでも玉村町は何とか一緒にやっていこうという形で同一賃金に持っていったわけでございますけれども、現在の玉村町の６５歳以上の老人の方の利用についての無料というのは、要するにひとり１スポーツをまち内の高齢者の方にも進めてもらおうという部分もあっての６５歳無料ということでありまして、実際にそのときに伊勢崎市の６５歳については料金をもらっておけば、こういう問題は起こらなかったわけですけれども、そのような形の見直しというのが今回行われたということでご理解いただければと思います。

◇**議長（柳沢浩一君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（柳沢浩一君）　以上をもちまして休憩といたします。午後は１時３０分より再開いたします。

午後０時１９分休憩

午後１時３０分再開

◇議長（柳沢浩一君）　再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君）　次に、日程第１４、議案第８号　玉村町立公園条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

６番備前島久仁子議員。

〔６番　備前島久仁子君発言〕

◇６番（備前島久仁子君）　テニスコートの使用料について伺います。

テニスコートの使用料が一般は倍になっておりまして、年間パスポートが２．５倍に料金がなっているのですけれども、この料金をどのようにして出したかということと、この年間パスポートだけが町内と町外に料金が分かれておりますけれども、これだけを分けた理由を説明ください。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　テニスコートの利用料金の改定についてでございますが、今回砂入り人工芝コートの改修にあわせまして、利用される団体の代表者の方たちには料金の値上げを行うというようなお話は事前にはお伝えしておいたわけです。金額については特に提示はしておらないわけなのですが。

そういう中で、今回改定するに当たりましても、やはり近隣の市町村との比較をさせていただきました。今回改定した料金は、伊勢崎市と同程度の額ということでございます。年間券につきましても改定しましたが、年間５回利用すれば有利になるというような内容にはなっております。また、年間

券につきましては個人ごとに発行しているわけなのですが、現状申し上げますと、実際テニスというのは１人でやる方は余りいないと思うので、何人かで来るとは思うのですが、１人が年間券を持っていますと、何人かで持っていない方も中には入っているというのが現状で、そこまで確認するためには、先ほどのグラウンドゴルフ場ではないのですけれども、経費等もかかるというような中で、現状は管理運営のほうをして、管理者であります中高年福祉事業団で行っておるわけです。そういったことも含めまして、今回値上げさせていただくものにつきましても利用者にはご理解をいただけるものとは考えております。また、町外の方の年間券が倍にということでございますが、これはあくまでも町内の利用者を優先させていただくというふうな中で設定させていただいたものでございます。よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君）　６番備前島久仁子議員。

〔６番　備前島久仁子君発言〕

◇６番（備前島久仁子君）　一般の場合は予約があらかじめ１カ月前からできることになりますけれども、予約が。料金は町内外の人で差がないということであって、予約で少し町内の人を優先すれば、町外の人ばかりがテニスコートを占領することもないということも聞くのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　予約の関係でございますが、現在予約は町内外とも毎月、月の１カ月前に同時に受け付けておりますが、今後につきましては海洋センター等が自主事業なのですが、教室等を行います。その場合は町外の方は３日後から受け付けているようなことで、特にそんなに混乱もないようでございますので、その辺もあわせてちょっと検討をさせていただければと、早急なのですが、その辺は考えております。

◇議長（柳沢浩一君）　６番備前島久仁子議員。

〔６番　備前島久仁子君発言〕

◇６番（備前島久仁子君）　この年間パスを購入した場合、今回のオムニコートにするときのように９月から３月の末まで、約半年間も使用できないわけです。そうしますと、年間パスを買っても半年使用ができないということで、それの払い戻しだとか、次年度への移行を何とか考えてほしいということも聞くのですけれども、そういうものはどのように検討されていますか。

◇議長（柳沢浩一君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　小林　訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林　訓君）　工事に入ったということで、年間券を当初今のが２，０００円ですか、２，０００円で、当初は１２月までというような状況の中でご理解いただいていたのが半年延びたということで、額で４で割りますと５００円お返しするべきところですが、そういった問い合わせ

が１名ございましたが、何とか説明をこちらでして、ご理解をいただいたというような状況もございますので､今のところはそういう状況なので､特に現在としてはこちらとしては５００円なのですが、返還させていただくという考えは今のところなくて、説明してご理解願うということで。ただ、それで次にそれがどういう有利になるかとかというのも、今のところは考えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

◇**議長（柳沢浩一君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１５　議案第７号　玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第１５、議案第７号　玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　議案第７号　玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例の一部改正の概要を申し上げますと、小口資金融資促進条例では、群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資期間を運転資金につきましては６年以内、設備資金については８年以内と定めております。国内の景気も回復傾向にあるものの、中小企業にとってはいまだ厳しい状況が続いている

のが現状でございます。さらに追い打ちをかけるように消費税の増税なども中小企業への負担を増大させるものとなります。

そのような状況の中、県内の企業の借入金の返済負担を軽減させることを目的に、融資機関の延長ができる特例措置が来年度もさらに１年間延長されることとなりました。群馬県小口資金促進制度の要綱の改正にあわせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇**議長（柳沢浩一君）**　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１６　議案第９号　玉村町社会教育委員条例の一部改正について

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第１６、議案第９号　玉村町社会教育委員条例の一部改正について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　議案第９号　玉村町社会教育委員条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の

整備に関する法律、これは第３次一括法でございます。に関する社会教育法の改正に伴い、玉村町社会教育委員条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、社会教育委員の委嘱の基準を条例に委任するものでございます。条例で制定する基準につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者とし、その中から教育委員会が委嘱するというものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――◇――――――――――――――――

○日程第１７　議案第１０号　平成２５年度玉村町一般会計補正予算（第５号）

○日程第１８　議案第１１号　平成２５年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○日程第１９　議案第１２号　平成２５年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○日程第２０　議案第１３号　平成２５年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第１号）

○日程第２１　議案第１４号　平成２５年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第４号）

○日程第２２　議案第１５号　平成２５年度玉村町水道事業会計補正予算（第３号）

◇議長（柳沢浩一君）　次に、日程第１７、議案第１０号　平成２５年度玉村町一般会計補正予算（第

５号）から日程第２２、議案第１５号　平成２５年度玉村町水道事業会計補正予算（第３号）の６議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０号から議案第１５号までの６議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　議案第１０号　平成２５年度玉村町一般会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から２億２，２４４万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１００億１，６４４万５，０００円とさせていただくとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の追加等をさせていただくものでございます。

それでは、主な補正内容についてご説明申し上げます。まず、歳入につきましては、個人町民税が当初予算に比べわずかに減額の見込みとなりましたが、法人町民税の増収により町税全体は５，３６６万４，０００円増額の見込みとなりました。また、地方交付税についても、普通交付税の確定により５，８７８万３，０００円の増額となりました。

一方、国、県支出金につきましては、事業費の確定等により１億２７７万９，０００円の減額、地方債についても１，５４０万円の減額となる見込みでございます。

次に、寄附金ですが、福祉のために３つの団体から合わせて２０万３，０００円、ふるさと寄附については５人の方から合わせて１２３万２，０００円をいただきましたので、それぞれの使途に充当させていただく予定であります。

続いて、歳出ですが、先月１４日から１５日にかけて関東甲信地方に降り続いた記録的な大雪により、町内全域でも多くの方々が家屋の損傷やガレージの倒壊などの被害を受け、特に農業用ビニールハウスについては甚大な被害を受けました。そのため、これらの被害を受けた方々に見舞金等を支給する経費として、合わせて１，５００万円を計上いたしました。なお、農業用ビニールハウス等の倒壊については、現在群馬県においても補正予算を編成するとともに、国に対して激甚災害の指定と補助事業の追加支援を要請しておりますので、この動きに連携して、改めて追加の対応を図っていきたいと考えております。

そのほかについては、年度末ということで、全体的には事業費の確定、入札差金及び各種経費の節約等による減額でございますが、制度改正に伴う基幹業務総合情報システム改修経費や小口資金代位弁済金等については追加させていただくものでございます。

以上により、財政調整基金からの繰入金は２億６，０００万円が減額となり、今年度は２億

８，０００万円を取り崩すことで賄うことができました。これにより、平成２５年度末の財政調整基金残高は、昨年度末に比べ約４，７００万円減少し、３０億９，３００万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の追加ですが、斉田上之手線や町道２２０号線の道路改良事業、橋梁長寿命化修繕事業など、それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越すものでございます。

また、債務負担行為の追加等につきましては、消費税率引き上げに伴うものや、第４保育所建設工事の進捗を図るべく、新年度を待たずに造成工事に着手するものであり、地方債の変更等につきましては事業費の確定や国の交付金等との調整に伴うものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第１１号　平成２５年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１,５２９万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３６億４，８８３万５，０００円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、国民健康保険税を７８０万円、国庫支出金等を２，５４４万３，０００円、療養給付費等交付金を１，５６１万８，０００円、県支出金等を３，６８５万４，０００円、共同事業交付金等を８１７万４，０００円、諸収入として国保税延滞金を２，０００万円増額するものでございます。

歳出の主なものとしては、一般被保険者療養給付費、高額療養費、退職被保険者等療養費と葬祭費が不足により、保険給付費を９，８６８万３，０００円、諸支出金として前年度療養給付費等負担金の実績報告による返還金等で３，４０７万８，０００円増額し、共同事業拠出金を１，９０４万２，０００円減額するものでございます。

議案第１２号　平成２５年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ５，１７２万１，０００円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１９億７２８万３，０００円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を給付実績見込み等からそれぞれ増額、減額いたします。

介護保険基金残額を全て繰り入れ、地方債、財政安定化基金貸付金６４５万円を計上いたします。

歳出につきましては、要介護認定者の増加に伴い、給付費が著しくふえており、見込みにより５，１７２万１，０００円増額いたすものでございます。

議案第１３号　平成２５年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳

出それぞれ８８万３，０００円減額し、歳入歳出それぞれ１，２６３万３，０００円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、一般経費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

議案第１４号　平成２５年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，６９２万５，０００円を減額し、その総額を１４億９４１万４，０００円とさせていただくものでございます。

まず、主な補正理由ですが、国の補正予算の成立を受け、新年度で予定していた事業の一部を今年度の事業として計上する必要が生じたこと、事業費の確定等による減額及びこれに伴う下水道事業債の借入予定額の変更などでございます。

国の補正予算は、昨年同様経済対策として行われるものですが、町の対応としては新年度に実施予定であった事業の一部を前倒しし、本年度予算として計上させていただくものでございます。具体的な事業については、斎田、板井、川井及び八幡原地区の汚水事業で、総額８，２００万円でございます。なお、当該事業については、年度内の完成は見込めないため、全額翌年度に繰り越す予定でございます。

次に、予算科目ごとの増減額についてご説明します。歳入については、国庫補助金を３，１００万円、繰越金を５９万６，０００円、県補助金を２６０万円それぞれ増額し、下水道事業受益者負担金を１０６万１，０００円、下水道使用料を１５６万円、一般会計繰入金を７００万円、下水道事業債を５，１５０万円それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を３５３万９，０００円、特定環境保全公共下水道維持管理費を７３７万３，０００円、公共下水道建設費を２，９７２万９，０００円それぞれ減額し、特定環境保全公共下水道建設費を１，６７５万円増額し、利子償還金を３０３万４，０００円減額するものでございます。

最後に、繰越明許費についてですが、公共下水道建設費では雨水対策事業ほか１事業の総額６，３１１万４，０００円を、特定環境保全公共下水道建設費では斉田地区幹線整備事業ほか４事業の総額１億７６３万３，０００円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

議案第１５号　平成２５年度玉村町水道事業会計補正予算(第３号)についてご説明申し上げます。平成２６年度まで債務負担行為としている業務委託料について、消費税率引き上げ分の予算措置を行うもので、内容については窓口・料金収納業務委託料の消費税率引き上げ分６５万９，０００円でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　以上で６議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第１７、議案第１０号　平成２５年度玉村町一般会計補正予算（第５号）について、こ

れより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１８、議案第１１号　平成２５年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１９、議案第１２号　平成２５年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２０、議案第１３号　平成２５年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第１号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第１４号　平成２５年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２２、議案第１５号　平成２５年度玉村町水道事業会計補正予算（第３号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第２３　議案第１６号　平成２６年度玉村町一般会計予算

○日程第２４　議案第１７号　平成２６年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第２５　議案第１８号　平成２６年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第２６　議案第１９号　平成２６年度玉村町介護保険特別会計予算
○日程第２７　議案第２０号　平成２６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
○日程第２８　議案第２１号　平成２６年度玉村町下水道事業特別会計予算
○日程第２９　議案第２２号　平成２６年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（柳沢浩一君）　それでは、次に、日程第２３、議案第１６号　平成２６年度玉村町一般会計予算から日程第２９、議案第２２号　平成２６年度玉村町水道事業会計予算の７議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１６号から議案第２２号までの７議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　議案第１６号　平成２６年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成２６年度一般会計予算につきましては、先ほどの施政方針の中で述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、予算の概要についてご説明申し上げます。平成２６年度の一般会計予算の総額は過去最大の１１１億3，８００万円となり、前年度に比べ１２．４％の大幅な増加となりました。

歳出の主な事業としては､まず平成２７年度オープンに向けて準備を進めているたまむら道の駅(仮称）の建設事業であります。農産物加工所や直売所のほか、公衆トイレ、広い駐車場を有しており、さらに太陽光発電設備や非常用発電機も備え、災害時には緊急避難施設や活動拠点としても利用する予定です。事業費としては５億２，２３０万２，０００円を計上いたしました。

道路網整備では、東毛広域幹線道路のアクセス道整備として町道２２０号線や２０７７号線、斉田上之手線のほか、橋梁修繕も含めた道路整備費として、総額５億６，４２４万７，０００円を計上いたしました。

また、土地利用では、東毛広域幹線道路と関越自動車道の結節点に高崎玉村スマートインターチェンジが開通し、この交通の利便性を生かして本町の新たな玄関口としてのまちづくりを進めるため、土地利用計画案を作成するための経費として２８５万２，０００円を計上いたしました。さらに、本町への定住促進を図るため、文化センター周辺地区の街区確定測量や土地区画整理事業の事業認可に向けた申請図書の作成等の経費として１，８２３万１，０００円を計上しました。

経済対策としては、地域経済の活性化と町民の住環境向上のために、これまで３年間実施してきた住宅リフォーム支援事業について、消費税率引き上げに伴う景気の腰折れを防ぐため、新年度におい

ても延長して実施するため、事業費２，２５０万円を計上しました。

保育・教育環境の整備については、太陽光発電設備を備えた第４保育所建設事業費として４億６，３３５万９，０００円を計上したほか、全ての小中学校にエアコンを整備するための実施設計費１，１７１万８，０００円や中央小学校の大規模改造のための実施設計費１，８９７万６，０００円を計上いたしました。さらには、ＩＣＴ機器の充実を図るため、教育・校務用コンピューターの更新にあわせ、新たに持ち運び可能なタブレット型端末を全小中学校に整備するための経費として、総額５，６２９万３，０００円を計上しました。

歳出の目的別内訳については、民生費、農林水産業費、土木費、教育費、公債費がそれぞれ増加し、中でも民生費、農林水産業費、土木費については大幅に増加いたしました。また、性質別内訳については、人件費、補助費等が減少しましたが、普通建設事業費が前年度の約２．２倍と大幅に増加したため、投資的経費の予算総額に対する構成比は前年度対比８．１ポイント上昇し、１６．４％となりました。一方、義務的経費の構成比は、前年度対比４．１ポイント下降し、４１．９％となりました。

次に、歳入です。法人町民税については、企業業績の回復により１６．６％増加し、軽自動車税についても課税台数がふえたことにより３．４％増加しました。しかし、他の個人町民税や固定資産税については減少したため、町税全体では０．６％減の４４億７，６１２万４，０００円を見込みました。

配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金については、税率改正によりそれぞれ増収となりますが、地方消費税交付金については税率引き上げ後の地方消費税が市町村へ交付されるまでには一定期間を要することから、１３．６％増の３億７，５００万円を見込みました。また、地方交付税については、推計の結果、１．２％減の１２億３，０００万円を見込みました。

国庫支出金については、道路橋梁整備に伴う社会資本整備総合交付金や保育所運営費負担金の増加のほか、新たに創設された臨時福祉給付金や子育て世帯に対する臨時特例給付金などにより２６．５％増の１１億９，５２７万２，０００円を見込みました。

また、県支出金については、第４保育所を木造で改築することに伴う群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の追加や保育所運営費負担金の増加などにより１６．２％増の７億６，６０２万２，０００円を見込みました。

基金繰入金では、財政調整基金から８億５，０００万円、協働によるまちづくり基金から１５０万円、ふるさとまつり等に充当するためふるさと創生基金から２，１００万円を取り崩して財源確保を図りました。これにより、平成２６年度末の基金残高は約４０億円程度になる見込みでございます。

町債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を６億４，０００万円、たまむら道の駅（仮称）に３億７，０９０万円、第４保育所に２億円、道路橋梁に１億８２０万円を予定し、町債全体では前年度対比６９．９％増の１３億１，９１０万円を見込みました。その結果、一般会計における平成２６年度末地方債残高は１０１億１，９９１万３，０００円となり、平成２５年度末に比

べ４億７，６４８万２，０００円増加する見込みとなっております。

歳入の性質別内訳については、地方消費税交付金や国、県支出金、町債が増加したことにより、依存財源比率は前年度対比３．６ポイント上昇し、４５．７％となりました。反対に自主財源比率は前年度対比３．６ポイント下降し、５４．３％となりました。

本町の財政状況は、健全な状態を維持しておりますが、未来への積極的な投資を行いつつ、引き続き効率的な行財政運営により、より高いレベルの行政サービスを目指してまいります。

以上が、平成２６年度一般会計予算の概要でございますが、未来への積極的な投資を行いつつ、引き続き効率的な行財政運営に努めていく所存でおりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議案第１７号　平成２６年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億８，４０２万６，０００円とさせていただくものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し５．９％増の予算となっております。増額の主な要因といたしましては、一般被保険者の療養給付費や高額療養費等の保険給付費が引き続き増加してきていることによります。また、後期高齢者医療や介護保険の給付も増加傾向にあることから、後期高齢者支援金や介護納付金も増加しております。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税が８億６，４６１万６，０００円、国庫支出金が９億１，２４６万３，０００円、療養給付費等交付金が２億２，６３７万３，０００円、前期高齢者交付金が７億８，１３６万２，０００円、県支出金が２億８３７万１，０００円、高額医療費共同事業交付金が４億８８０万７，０００円、一般会計繰入金が１億５，７２６万９，０００円であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費が２３億４，９４７万３，０００円、後期高齢者支援金等が５億１，７１０万２，０００円、介護納付金が２億３，２７１万６，０００円、共同事業拠出金等が４億８８１万１，０００円、保健事業費が４，１９２万２，０００円であります。

景気の動向が依然として不透明の中、医療費は年々増加しております。リストラなどによる非自発的離職者や無収入の国保加入者が増加していることもあり、国保税の税収増は期待できません。こうした中、医療費抑制の取り組みとして、特定健診、特定保健指導を実施しています。受診者は少しずつ増加してきておりますが、実施計画の目標値を達成することはできません。多くの受診者をふやしていくことが、生活習慣病を予防し、その他の疾病への進展や重症化を防ぎ、先々の医療費の抑制につながるものと考えております。

現在、国保財政は大変厳しいものとなっており、財政調整基金も底をついている状況であります。今後も歳入については収納対策に力を入れ、歳出については医療費の抑制を図り、健全運営に努めてまいります。

議案第１８号　平成２６年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本

案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４，２４５万円とさせていただくものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し１３．４％の増であります。これは、保険料率改定と制度加入者の増加により、後期高齢者医療保険料と基盤安定繰入金の歳入が増加したことと、群馬県後期高齢者医療広域連合の受託事業である健康診査事業を一般会計から特別会計へ移したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料で１億７，６０６万４，０００円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金５，３５５万５，０００円、受託事業収入１，２２１万８，０００円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金２億２，４９３万３，０００円、健康診査等事業費１，２９２万４，０００円であります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付をいたします。群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者でありますが、市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら、円滑な運営を図るため努めてまいります。

議案第１９号　平成２６年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ２０億２，７９９万９，０００円と定めるものでございます。

高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者もふえております。介護保険事業所もふえ、介護サービス受給者への給付額がふえ続けております。全体として、消費税増税による介護報酬改定もあり、前年度対比１５．８％の増となっております。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げます。第１号被保険者保険料４億４９５万円、国庫支出金４億１，０２０万６，０００円、支払基金交付金５億７，６８５万９，０００円、県支出金２億８，５０７万２，０００円、繰入金２億８，１３１万４，０００円、町債財政安定化基金貸付金６，９５７万９，０００円でございます。

続きまして、歳出でございます。総務費３，０６９万６，０００円、前年度対比２６．２％増、介護サービス等諸費１９億８，２３５万９，０００円、前年度対比１５．５％増、要介護者への介護サービス給付費分では１７億８，８１０万４，０００円、前年度対比１６．３％の増、要支援者の介護予防サービス等諸費は８，６００万３，０００円、前年度対比１．１％減、特定入所者介護サービス等費は６，８８０万２，０００円、前年度対比１４．１％増、その他諸費、審査支払手数料分１，８００万円、高額サービス費等は３，７６５万円、前年度対比２９．２％増。介護サービス等諸費の内訳として主なものは、居宅介護サービス給付費、これは訪問介護と通所介護等でございます。８億６，７００万円、前年度対比２５．７％増。施設介護サービス給付費、これは特別養護老人ホーム等でございまして、２００人弱利用見込みでございます。６億３，０００万円、前年度対比７．７％増。

本計画期の傾向として、要支援者への予防給付費は減少すると考えられますが、その分以上に要介護者への介護給付費が増加することが見込まれます。医療技術や介護の進歩、発展もあり、長寿社会が実現しています。高齢者の増加、また要介護者の増、重度、長期化、給付費はふえ続けることが見込まれます。要介護者の増加に伴い、在宅系のサービス事業所、入居施設も著しく増加しております。サービスを使えば、保険料も必要になります。健康づくり、居場所づくり事業等を通じ、介護予防の重要性を再認識し、介護給付費の増加をでき得る限り抑え、より信頼と安心の置ける持続可能な制度となるよう呼びかけ、適正な給付に努めてまいりたいと考えております。

議案第２０号　平成２６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ１，１１８万４，０００円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援１、２と認定された方に対しケアプランを作成する介護予防サービス計画費収入９７３万６，０００円、一般会計繰入金１４４万６，０００円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものといたしましては、介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など総務管理費として６３４万３，０００円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が４７４万円でございます。

議案第２１号　平成２６年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億４，４００万円とさせていただくものでございます。予算の総額は、前年度当初予算に対し０．２％減となっており、前年度とほぼ同額の予算案となっております。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道、これは県央処理区でございます。の流総計画に基づき実施しているところですが、今年度については平成２３年度からの５カ年計画で実施する拡大認可区域の整備と並行し、文化センター周辺事業及び道の駅事業に関連し、変更認可設計を行ってまいります。

主な建設事業としては、汚水事業では下新田、樋越、斎田、板井、八幡原、角渕、川井、下之宮、箱石地区及び南玉地区の管渠築造工事を実施するとともに、拡大区域の実施設計を五料地区及び南玉地区で行います。

また、雨水対策事業では、国道３５４号バイパスへの管渠新設工事を実施するものであります。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全体が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

議案第２２号　平成２６年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成２６年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を１万６，６００件、年間総配水量を５０９万

２，０００立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

初めに、第３条の収益的収入及び支出の予定額でありますが、水道事業収益で５億９，１０４万６，０００円を計上いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が５億５，４３７万１，０００円、営業外収益が３，６６７万４，０００円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、５億７，３４７万３，０００円と予定をいたしました。その主なものは､営業費用の５億１,１１２万２,０００円､借入金利子等の営業外費用が５,１２０万４,０００円でございます。

次に、第４条の資本的収入及び支出の予定額でありますが、収入につきましては２億４８１万８，０００円を計上いたしました。その主なものは、企業債が１億９，０００万円、新規加入者負担金が１，４８１万７，０００円でございます。

続いて、支出は３億４，５２０万７，０００円と予定をいたしました。その主なものは、建設改良費の２億３，１８８万円と、企業債償還金の１億６９０万２，０００円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費の２億２，０００万円と設計委託料の１，１８８万円でございます。

なお、資本的収支において不足する１億３，３６９万１，０００円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び減債積立金で補塡する予定であります。

第５条では、企業債の限度額を１億９，０００万円と定め、第６条では一時借入金の限度額を５，０００万円と定め、第７条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を３，７８８万７，０００円、交際費を１万円と定め、第８条では棚卸資産購入限度額を３３７万円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努力してまいります。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第２３、議案第１６号　平成２６年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第２４、議案第１７号　平成２６年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質

疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第２５、議案第１８号　平成２６年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第２６、議案第１９号　平成２６年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第２７、議案第２０号　平成２６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第２８、議案第２１号　平成２６年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第２９、議案第２２号　平成２６年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

以上で、平成２６年度玉村町一般会計予算ほか６会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。

◇

○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（柳沢浩一君）　お諮りいたします。

議案第１６号　平成２６年度玉村町一般会計予算から議案第２２号　平成２６年度玉村町水道事業会計予算までの７議案について、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１６号から議案第２２号までの７議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第６条第４項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

◇

○日程第３０　議案第２３号　公の施設（高崎市八幡原グラウンド）の区域外設置に関する協議について

◇議長（柳沢浩一君）　次に、日程第３０、議案第２３号　公の施設（高崎市八幡原グラウンド）の区域外設置に関する協議について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　議案第２３号　公の施設（高崎市八幡原グラウンド）の区域外設置に関する

協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、高崎市が平成２６年５月１日より新規に高崎市八幡原グラウンドをオープンするに当たり、公の施設に係る区域外設置として、地方自治法第２４４条の３第１項の規定により協議がありましたので、同条第３項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇**議長（柳沢浩一君）**　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◇**議長（柳沢浩一君）**　それでは、最後の休憩をいたします。２時５０分に再開いたします。

午後２時３３分休憩

―――――――――――――――――

午後２時５０分再開

◇**議長（柳沢浩一君）**　それでは、再開をいたします。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

○日程第３１　議案第２４号　町道路線の廃止について

○日程第３２　議案第２５号　町道路線の認定について

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第３１、議案第２４号　町道路線の廃止についてから日程第３２、議案第２５号　町道路線の認定についての２議案を一括議題としたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第２４号から議案第２５号までの２議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　議案第２４号　町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成２５年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。

主な内容は、私有地を認定していた町道を廃止するものであり、路線数は２路線、延長６０．６８メートルとなっております。

議案第２５号　町道路線の認定についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成２５年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、分譲住宅地の開発行為により道路を整備し、所有権を玉村町に寄附及び帰属していただいた道路の路線認定並びに議案第２４号で廃止される１路線の再認定をするものでございます。今回の認定路線数は５路線、延長１７６．６８メートルとなっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で２議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第３１、議案第２４号　町道路線の廃止について、これより本案に対する質疑を求めます。

１１番髙橋茂樹議員。

〔１１番　髙橋茂樹君発言〕

◇１１番（髙橋茂樹君）　町道廃止路線についての基準とか何かあったら教えてください。

◇議長（柳沢浩一君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君）　今回の廃止につきましては、今まで認定をされていた道路が、この２路線、私有地であったということで、路線を廃止させていただくということでございます。

それで、２５号、次のもので３１１号線なのですが、これは一部私有地、一部町道ということで、残りの町道の部分は２５号でまた再認定をさせていただくということになります。あくまでも今回のものは確認をした結果、私有地、民有地であったものを認定してあったということで廃止をさせていただくということでございます。よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君）　１１番髙橋茂樹議員。

〔１１番　髙橋茂樹君発言〕

◇**１１番（髙橋茂樹君）**　そうすると、その私有地を認定していたところを、使っていた人が今までいたと思うのだけれども、それで不都合は生じますか、生じないですか。

◇**議長（柳沢浩一君）**　都市建設課長。

〔都市建設課長　高橋雅之君発言〕

◇**都市建設課長（高橋雅之君）**　今回建築確認等々出す場合に、この町道であるかどうかという確認をした段階で民有地であったということが判明いたしましたので、廃止をさせていただく。今まで不都合があったかというご質問でございますが、今までは何ら問題なく過ぎておりましたが、やはりそういう建築確認等を出すときになると認定されている道路かどうかということで問題が出てくるというふうになります。よろしくお願いいたします。

◇**議長（柳沢浩一君）**　１１番髙橋茂樹議員。

〔１１番　髙橋茂樹君発言〕

◇**１１番（髙橋茂樹君）**　そうすると、今までのほうがうんと不都合がなくて、今後不都合がある可能性もあるということのようにとれるのですけれども。

それと、私有地を道路認定していて、今度はその私有地の今までの固定資産税だとか、その辺はいかがになっていますか。

◇**議長（柳沢浩一君）**　都市建設課長。

〔都市建設課長　高橋雅之君発言〕

◇**都市建設課長（高橋雅之君）**　今まで私有地を認定していたということで不都合があるのかということですが、そこの辺につきましてはとりあえず皆さん、一般的に民有地ということで使っていたと思うのです。そういう中で、今回は建築確認等が出た段階で認定されている、誤って認定されているというものがわかったので、廃止をさせていただくということでございます。

固定資産税につきましては、税務課のほうでありますので、税務課のほうから。

◇**議長（柳沢浩一君）**　税務課長。

〔税務課長　月田昌秀君発言〕

◇**税務課長（月田昌秀君）**　確認はしておりませんが、認定されていたということから非課税だったと思われます。

以上でございます。

◇**議長（柳沢浩一君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３２、議案第２５号　町道路線の認定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第３３　同意第１号　玉村町公平委員会委員の選任について

◇議長（柳沢浩一君）　次に、日程第３３、同意第１号　玉村町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　同意第１号　玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本案につきましては、関口政純氏が本年３月３１日をもって任期満了となりますので、再任をお願いしたくご提案を申し上げるものでございます。

関口氏は、平成２０年４月に前任者の残任期間を引き継ぎ、現在まで６年間、公平委員として務めていただいております。見識にすぐれ、人格は高潔で、長年の教育経験を生かしながら、今後も公平な審査を行っていただけるものと思っております。

ご審議の上、同意をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇**議長（柳沢浩一君）**　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（柳沢浩一君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

○日程第３４　玉議第１号　玉村町議会委員会条例の一部改正について

◇**議長（柳沢浩一君）**　次に、日程第３４、玉議第１号　玉村町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

１０番三友美惠子議員。

〔１０番　三友美惠子君登壇〕

◇**１０番（三友美惠子君）**　玉議第１号　玉村町議会委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

全国町村議会議長会は、平成１８年１０月２０日に地方自治法の一部を改正する法律（平成１８年法律第５３号）の成立に伴い、標準町村議会委員会条例の一部改正を実施いたしました。本案につきましては、この標準町村議会委員会条例の一部改正に合致させるために、玉村町議会委員会条例の一部改正を実施するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、第１１条の見出しの中「、議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に改め、同条第２項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改めるというものです。

本案について、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、全委員を賛成者として提案させていただくことになりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いします。

◇議長（柳沢浩一君）　以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○散　　会

◇議長（柳沢浩一君）　議事の都合により、３月５日から３月１１日までの７日間、休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、１２日は午前９時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後３時２分散会